⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人両名は、共謀の上、無登録で貸金業を営み、かつ、業として、７名に対し金銭の貸付けを行い、その貸付けに当たり、貸付けの元金及び法定の限度を超えた利息を受領するに際し、平成22年１月18日頃から平成23年７月20日頃までの間、前後90回にわたり、同人らにそれらの貸付けの元金及び法定の利率を超えた利息合計2,256万円を、被告人らが管理する他人名義の預貯金口座に振込送金させ、犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。
（罪　　名）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反

８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）
〒020―0023　岩手県盛岡市内丸８番20号
盛岡地方検察庁　被害回復給付金担当
電話番号　019―622―6311

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（盛岡地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（盛岡地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

割賦販売法第43条第１項の規定に基づく聴聞の公告

割賦販売法第35条の３の62において準用する同法第23条第２項の規定に基づく前払式特定取引業の許可の取消しについて、行政手続法第13条第１項第１号及び割賦販売法第43条第１項の規定に基づき、下記のとおり聴聞を行いますので、聴聞の期日、場所及び事案の内容を経済産業省聴聞手続規則第11条第２項において準用する同条第１項前段の規定に基づき公示します。

当該不利益処分の根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（以下「関係人」という。）は、下記期日に出頭して意見を述べ、その証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。

聴聞に関する手続に参加しようとする関係人は、行政手続法第17条第１項に基づく許可を得るため、平成24年12月11日までに、主宰者に対して氏名、住所及び当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有する疎明を記載した書面を提出しなければなりません（以下、同項の許可を得た者を「参加人」という。）。参加人は、聴聞が終結するまでの間、経済産業大臣に対し、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。また、参加人は、聴聞に関する行為について、書面で資格を証明した代理人を選任することができます。

聴聞の期日における審理については、割賦販売法第43条第２項の規定に基づき、公開により行いますので、傍聴を希望する者は、平成24年12月18日までに関東経済産業局商務・取引信用課へ申し込みください。当事者からの聴聞の期日の変更の申し出がある場合等には、開催の期日を変更することがあるため、傍聴人においては、開催期日等について事前に関東経済産業局産業部商務・取引信用課に確認してください。

平成 24 年 12 月３日　　経済産業大臣　枝野　幸男

記

１．聴聞の期日及び場所　平成24年12月25日（火）午後１時30分
新潟県新潟市中央区新光町４－１　新潟県庁　西回廊２階　大会議室
２．事案の内容　株式会社だいかい友の会を対象とする割賦販売法第35条の３の62において準用する同法第23条第２項の規定に基づく前払式特定取引業の許可の取消しに関する聴聞
３．聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地　経済産業省商務情報政策局商取引監督課
東京都千代田区霞が関一丁目３番１号
関東経済産業局産業部商務・取引信用課
埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館
４．聴聞の主宰者の氏名及び職名　関東経済産業局資源エネルギー環境部次長（産業部担当）　渡辺　豊

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 12 月３日
北陸地方整備局長　橋場　克司

１　処分をした年月日　平成24年11月８日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　松村建工株式会社
松村　　清　富山県富山市太郎丸西町１―17―６　国土交通大臣許可（般―22）第9221号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、とび・土工工事業、屋根工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年10月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２４年（家）第４０７３号
大阪市中央区今橋４丁目５番15号
申立人　三井住友カード株式会社
本籍宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井1043番地１、最後の住所茨城県つくば市森の里99番地13、死亡の場所千葉県柏市、死亡年月日平成21年２月８日、出生の場所宮崎県西臼杵郡七折村、出生年月日大正14年11月27日、職業不明
被相続人　亡　吉田　　惠
事務所茨城県土浦市文京町１番９号吉原ビル２階　天野・竹若法律事務所
相続財産管理人　弁護士　徳田　祐介
水戸家庭裁判所土浦支部

平成２４年（家）第４０７６号
茨城県水戸市大町２丁目３番12号
申立人　茨城県信用組合
本籍茨城県つくば市新井217番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所茨城県つくば市、死亡年月日平成23年12月19日、出生の場所茨城県筑波郡谷田部町、出生年月日昭和23年２月12日、職業会社役員
被相続人　亡　加藤　　武
事務所茨城県水戸市南町１丁目３番27号みとみらい法律事務所
相続財産管理人　弁護士　後藤　直樹
水戸家庭裁判所土浦支部

平成２４年（家）第７１２１３号
東京都北区王子本町１―15―22
申立人　東京都北区長
本籍長野県長野市松代町松代1130番地、最後の住所東京都北区王子本町１丁目７番15―504号スカイラーク滝野川、死亡の場所東京都北区、死亡年月日平成24年２月１日から10日までの間、出生の場所東京都北区、出生年月日昭和22年６月７日、職業不詳
被相続人　亡　奥村　　勉
事務所東京都千代田区麹町４―３―29パシフィックシティ麹町５階新生綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　西本　恭彦
東京家庭裁判所